# 日本商品先物取引協会 会 報

2021.8 VOL.30





## 目 次 (2021.8 VOL.30)

Ι.	巻頭言「オリンピック雑感」 日本商品先物取引協会 小川 潔 副会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ι.	· 令和3年度事業計画及び収支予算について····································	2
ш.	「会員の企業情報の開示に関する規則」及びディスクロージャー項目記載 要領の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IV.	外務員資格試験等実施要領の一部改正について・・・・・・・・・1	3
V.	. 令和3年度の内部管理責任者等研修の実施について・・・・・・・2	0
VI.	. 令和2年度(令和3年3月期)国内商品市場取引を行う会員21社の業務状況に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
VII.	. 2020 (令和2) 年度の相談等業務レポートの概要について・・・・・・2	4
	. 統計資料等 1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況・・・・・・・・2 2 店頭商品CFD取引の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3 登録外務員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
	5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧・・・・・・・・・・・3 6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について・・・・・・・・・・3	0

## I. 巻頭言

#### オリンピック雑感

日本商品先物取引協会副会長 小 川 潔

昔からオリンピックと聞くと、何の疑念もなく素直に心ときめかせてきた。今回の TOKYO 2020 は、スタジアムのデザイン変更、エンブレム盗作疑惑など当初からケチがついたが、私の中でその価値は変わらなかった。昨今喧しかった中止、無観客論議には、コロナのためとは言え、違和感を覚えた。

私にとってのオリンピックの原点は、57年前、空いっぱいに描かれた五輪を幼稚園で見上げた 記憶と、父に連れられ駒沢公園の聖火を見に行った時の、頭にターバンを巻いた人と一緒に写っ ている写真である。それ以来、オリンピックは私の憧れであり続けてきた。その時から始まった ピンバッチ収集は、子供じみていると人に笑われるが、未だに続いている。

ところが、先日再びブルーインパルスが描いた空の五輪を見上げた際、意外なことに気付き愕然とした。57年前、私はその年に小学校に入学していたのだ。なのに、幼稚園の庭で空を見上げたシーンが脳に鮮明に焼き付いている。私は本当に空の五輪を見たのか自信が無くなってきた。 実際には、家族の話やテレビニュースなどが記憶として刷り込まれただけなのかもしれない。

人間の記憶や思考などいい加減なもので、自身で見た、考えたと思っていることでも、実際には外部からの情報に影響を受けていることが多い。最近のネット社会では、その傾向が顕著で、ネット広告やネットニュースは、自身の嗜好や関心の裏返しに過ぎなかったり、耳障りのいい情報がやけに現れてくる。マスコミは視聴率に敏感で、変わり身が早い。ボケっとしていると押し寄せる情報を真実と信じ込んでしまう危険がある。

開幕前に吹き荒れた批判の嵐には、政治的思惑や視聴率獲得の要素が見え隠れし、額面通りには受け取れない。しかし、コロナ禍の中にもかかわらず、選手達が見せてくれた、頂点を目指して戦う純粋な情念や精神的強さは全て疑いようのない真実であり、これが多くの人の記憶の中にストレートに焼き付き、50年後、100年後にもTOKYO 2020オリンピックの真の姿として伝わって欲しいと切に祈るばかりである。

## Ⅲ. 令和3年度事業計画及び収支予算について

令和3年度事業は、3月18日開催の第34回臨時総会において事業計画及び収支予算が承認され、4月1日からスタートいたしました。

本会事業への理解を深めていただくため、令和3年度事業推進の基本方針とともに、令和3 年度事業計画及び収支予算を掲載いたします。

#### 【令和3年度事業推進の基本方針】

(㈱東京商品取引所から㈱大阪取引所に貴金属等の商品を移管する総合取引所構想が動き始めた令和元年度から、会員において第一種金融商品取引業者の新規又は変更登録、証券外務員の登録等が円滑に進むよう、日本証券業協会等の関係機関との協議を通じて支援してまいりました。一方、総合取引所の誕生により、国内商品市場取引に係る会員の営業収益が大幅に減少することを見据え、令和元年 10 月 9 日開催の理事会で「日本商品先物取引協会の今後の運営方針」を決議し、それに基づいて協会運営に取り組んできたところです。

そして、令和 2 年度においては、7 月 27 日に商品移管が行われることとなったことから、商品関連市場デリバティブ取引との関連性に着目し、同取引に係る反社会的勢力の排除のために本会の照会制度を利用できるよう利用規約を改正するとともに、日本証券業協会の業務委託を受けて証券外務員や内部管理責任者等の資格取得のための認定研修を運営したほか、インターネット取引に関する監査手法の検討を行いました。協会運営については、商品移管に伴う職員の日本証券業協会への出向、事業の効率化によって事業収支の見直しを行いました。

令和3年度は、商品移管に伴う会員のビジネス態様の変化(店頭商品デリバティブ取引、 ネット取引、金融商品取引業の兼業等)に対応した自主規制機能を検討し、必要な事業を展開 するとともに、商品先物取引法で規定されている苦情解決・紛争仲介、外務員登録等の業務を 着実に遂行し、自主規制機関としての機能を発揮することにより、商品先物取引業に係るコン プライアンス水準の向上への自主的な取組を支援することとします。

また、協会運営については、昨年度に引き続き更なる見直しに取り組んできたところでありますが、今後の商品先物取引業の情勢に応じ、会員の一層の理解と協力を得て、本会の体制や事業のあり方に関して検討することとします。

#### 令和3年度 事業計画

- 1. 自主規制に係る事業
  - (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
    - ① 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準 の向上支援
    - ② 内部管理責任者等資格研修(内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む。)、内部管理総括責任者等研修の充実
    - ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
    - ④ 商品取引契約(商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。)の 締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
    - ⑤ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
    - ⑥ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
    - ⑦ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
  - (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
    - ① 自主規制ルールの整備
    - ② 商品移管に伴う会員のビジネス態様の変化に対応した自主規制機能の検討
    - ③ 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底
  - (3) 会員の監査
    - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
    - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
    - ③ 会員の経理に関する調査の実施
  - (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
  - (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示
- 2. 苦情・紛争等の解決に係る事業
  - (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
  - (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
  - (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
    - ① 紛争仲介業務(商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。)の迅速な実施
    - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
    - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み

- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換
- 3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業
  - (1) 外務員登録の的確な運営、実施
  - (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
    - ① 外務員資格試験制度の拡充に伴う試験・テキストの見直し
  - (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
  - (4) 一種証券外務員の商品外務員資格の取得方法の検討
- 4. 広報等に係る事業
  - (1) 協会ウェブサイト (ホームページ) のコンテンツの充実、強化
  - (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
  - (3) 協会事業等に係る情報提供
    - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
    - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
    - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
    - ④ 消費者相談機関等への情報提供
    - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

以上

科目	令和3年度 予算額①	令和2年度     変更予算額②	増 減①-②
   I. 事業活動収支の部	了异似①	多 <b>火</b> 了异碘②	
1. 事業活動収入 1. 事業活動収入			
①特定資産運用収入	0	8	$\triangle 8$
②入会金収入	1,000	0	1,000
③会費収入	1,000	U	1,000
定額会費	108,000	119,500	$\triangle 11,500$
比例会費	69,001	70,267	$\triangle 1,266$
定額会費(新規入会見込)	1,500	70,207	1,500
④事業収入	1,500		1,500
粉争仲介手数料収入 	570	1,175	riangle 605
受講・受験料収入	4,842	3,252	1,590
登録料収入	2,759	2,626	133
反社照会手数料収入	12	2,020	12
特例商先外務員登録委託料収入	_	1,108	△1,108
⑤雑収入	30	1,100	11
事業活動収入計 (a)	187,714	197,955	$\triangle 10,241$
2. 事業活動支出	101,111	101,000	
①事業費支出			
自主規制業務費支出	3,284	2,321	963
紛争処理等業務費支出	3,095	3,639	$\triangle 544$
試験登録事業費支出	9,634	5,006	4,628
広報実施費支出	1,280	1,420	△140
退職給付支出	0	37,270	$\triangle 37,270$
職員給与支出	72,509	104,046	$\triangle 31,537$
役員報酬支出	14,292	15,990	$\triangle 1,698$
事務所賃料支出	13,062	13,062	0
その他業務管理費支出	7,524	12,467	$\triangle 4,943$
事業費支出計 (b)	124,680	195,221	$\triangle 70,541$
②管理費支出			
職員給与支出	25,473	29,688	$\triangle 4{,}215$
役員報酬支出	4,896	5,462	riangle 566
退職給付支出	0	0	0
総会・委員会支出	3,394	2,205	1,189
事務所賃料支出	4,353	4,353	0
その他業務管理費支出	8,890	10,606	$\triangle 1,716$
管理費支出計 (c)	47,006	52,314	△5,308
事業活動支出計 (d)=(b)+(c)	171,686	247,535	△75,849
事業活動収支差額 (e)=(a)-(d)	16,028	△49,580	65,608
Ⅱ. 投資活動収支の部	,	,	,
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	0	37,270	$\triangle 37,270$
運営準備引当資産取崩収入	10,000	0	10,000
投資活動収入 (f)	10,000	37,270	$\triangle 27,270$
2. 投資活動支出	,	,	
①固定資産取得支出			
ソフトウエア	0	1,023	$\triangle 1,023$
②特定資産取得支出		•	
退職給付引当資産取得支出	22,208	33,786	$\triangle 11,578$
運営準備積立資産取得支出	10,000	0	10,000
投資活動支出計 (g)	32,208	34,809	△2,601
投資活動収支差額 (h)=(f)-(g)	△22,208	2,461	△24,669
Ⅲ. 予備費支出 (i)	2,000	0	2,000
当期収支差額 (A)= (e)+(h)-(i)	△8,180	△47,119	38,939
前期繰越収支差額 (B)	8,180	55,299	$\triangle 47,119$
次期繰越収支差額 (C)=(A)+(B)	0	8,180	△8,180
∬	0	8,180	△8,180

## Ⅲ、「会員の企業情報の関示に関する規則」及びディスクロージャー項目記載要領の一部改正について

第78回自主規制委員会(4月27日開催・書面審議)及び第176回理事会(5月26日開催)において、「会員の企業情報の開示に関する規則」に基づく年次開示資料について、金融商品取引法に基づき作成した説明書類をもって代用できることを主な内容とする同規則及びディスクロージャー項目記載要領の一部改正を審議した結果、原案どおり承認され、6月1日より施行されました。

#### 1. 改正の趣旨

本件は、昨年 7 月に㈱東京商品取引所の貴金属市場等が㈱大阪取引所に移管された総合取引 所化に伴い、本会会員の多くが金融商品取引業を兼業することとなったことに対応した改正で す。

個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行っていない場合など本会会長の承認を受けた会員を除き、会員は「会員の企業情報の開示に関する規則」(以下「規則」という。)第2 条に基づき、年次開示資料を作成して全ての営業所等に備え置く、又はホームページに掲載して開示しなければなりません。

一方、金融商品取引業者も、金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき、説明書類を作成して全ての営業所等に据え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用により公表しなければなりません。

年次開示資料の記載項目は、規則第2条第1項に基づく年次ディスクロージャー項目記載要領に、説明書類の記載項目は、金融商品取引業等に関する内閣府令第174条各号に定めており、 両者を比較すると記載項目の多くが共通しています。

そこで、年次開示資料、説明書類とも顧客等に企業情報を提供するものであり、顧客等の利便性の向上、会員の書類作成に係る事務負担の軽減を図ることを目的に、共通する記載項目については金融商品取引法に基づく説明書類の提出をもって代えることができることとし、そのために必要な規則及び記載要領の一部を改正することとしました。

なお、同じ観点から、株式を公開している会員においては、従来より有価証券報告書をもって代用できることとしています。

#### 2. 改正の概要

- (1) 年次開示資料については、金融商品取引法に基づき作成した説明書類をもって代用することができることとしました。(規則第3条)
- (2) 月次開示資料は、国内商品市場取引の月間売買高及び月末建玉状況を開示するものですが、商品移管後の㈱東京商品取引所のエネルギー市場、㈱堂島取引所の農産物市場とも、個人委

託者の参加が少なく、閲覧する利用者にとって重要性が薄れたと判断されることから、月次 開示資料の開示を取り止め「月次ディスクロージャー項目記載要領」を廃止しました。

また、これにより、規則において、記載要領及び開示資料に係る「年次」と「月次」の別を区別する必要がなくなることから、規則第2条第2項を削除するとともに、各規定にある「年次」を削除し、規則における「記載要領」及び「開示資料」の表記を揃える等、所要の改正を行いました。

- (3) 本会の記載要領にある記載項目のうち、説明書類の記載項目にはない本会独自の記載項目であって、特に記載する必要性が認められないと考えられる「電話番号」、「代表権の有無」「常勤・非常勤の別」、「社外監査役の旨」、「非常勤の役員数のうち数(として記載する)」を削除しました。
- (4) 「事業年度末現在」等と定めているため、開示資料提出時(主に7月末)までに株主総会で組織改編や役員の異動等があった会員の中には、事業年度末(主に3月末)の情報の掲載と併せて、その後の新しい情報を自らの判断で追加掲載しています。また、説明書類の記載項目のうち「事業年度末現在」と定められていない項目においても、大半の会員が事業年度末現在で記載する一方で、説明書類提出時現在で記載する会員もあることを踏まえ、事業年度末現在と開示資料提出時現在のどちらの時点における内容を記載しても差し支えないこととし、記載要領における「毎事業年度末現在」及び「当該事業年度末における」を削除しました。
- (5) 金融商品取引法は自己資本規制比率の算出及び届出を義務付けており、商品先物取引法では同法施行規則第100条の2第3項に基づき、純資産額規制比率に代えて当該比率の算出及び届出を認めていることから、本会の記載要領においても自己資本規制比率による代替を認めることとし、その旨を備考欄に追加しました。

#### 3. 施行日

6月1日から施行しました。

施行後に最初に企業情報開示の対象となるのは令和3年3月期決算の会員であり、7月末までに作成、開示する開示資料から適用となります。

文責:大畑

#### 会員の企業情報の開示に関する規則

#### (目 的)

第1条 この規則は、定款第15条の規定に基づき、会員の企業情報の開示に関して必要な事項を定めることにより、会員企業の経営の透明性を確保し、顧客(定款第3条第1項第6号に定めるものをいう。以下この規則において同じ。)の保護に資するとともに、商品先物取引業務(定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。)の信頼性の向上を図ることを目的とする。

#### (開示資料の作成及び開示)

- 第2条 会員は、別紙のディスクロージャー項目記載要領(以下「記載要領」という。)に基づき、各事業年度ごとに業務及び財務等の状況に関する開示資料(以下「開示資料」という。)を毎事業年度終了後4か月以内に作成しなければならない。
- 2 会員は、開示資料を作成締切日までに次のいずれかの方法により開示しなければならない。
  - (1) 本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置く。
  - (2) ホームページに掲載する。
- 3 前項の開示資料は直近の2年間のものを開示するものとする。

#### (有価証券報告書又は説明書類の代用)

第3条 会員は、開示資料について金融商品取引法に基づき作成した有価証券報告書又は説明書類を もって代用することができる。ただし、記載要領に掲げる項目であって有価証券報告書又は説明書 類に記載されていない項目があるときは、当該項目について記載要領に基づき開示資料を作成し、 当該有価証券報告書又は当該説明書類に添付して開示しなければならない。

#### (開示資料の修正及び開示)

第4条 会員は、開示資料の内容に誤りがあったとき又は不足があったときは、速やかに開示資料を 修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して、開示しなければならない。

#### (開示資料の提出及び開示等)

- 第5条 会員は、開示資料について、作成締切日までに本会に提出しなければならない。
- 2 会員は、開示資料を修正したときは、当該修正に係る開示資料を、修正の理由を付して、速やかに 本会に提出しなければならない。
- 3 本会は、会員から第1項の規定に基づく開示資料又は前項の規定に基づく修正に係る開示資料の 提出がないときは、当該資料の提出を請求することができる。
- 4 会員は、前項の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 本会は、会員から開示資料の提出があったときは、速やかに本会のホームページに掲載すること により開示するものとする。
- 6 前項の開示資料は直近の2年間のものを掲載するものとする。
- 7 本会は、会員から開示資料の修正に係る開示資料の提出があったときは、速やかに、修正前の開示

資料に追加して、開示するものとする。

#### (開示資料の修正の請求等)

- 第6条 本会は、会員の開示資料に関し、誤り又は不足があると認めるときは、当該会員に対し、修正 を請求することができる。
- 2 会員は、前項の請求があったときは、正当な理由がない限り、速やかに開示資料を修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して開示するとともに、速やかに当該開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出しなければならない。

#### (情報開示の適用除外)

第7条 会員は、個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行っていない場合など本会会長の 承認を受けた場合には、この規則に基づく開示資料の作成及び開示を行わないことができる。

#### (制 裁)

- 第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、制裁規程に基づき制裁を行うことができる。
  - (1) 第2条の規定に基づき開示資料を開示せず又は虚偽の開示資料を開示したとき
  - (2) 第4条の規定に基づき開示資料の修正又は開示を行わないとき
  - (3) 第5条第1項又は第2項の規定に基づき、開示資料を提出せず若しくは虚偽の開示資料を提出したとき又は開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出せず若しくは虚偽の修正に係る開示資料を本会に提出したとき
  - (4) 第5条第4項の規定に違反して請求に応じないとき
  - (5) 第6条第2項の規定に違反して開示資料の修正、修正に係る開示資料の開示、修正した開示資料の本会への提出を行わないとき

附 則

この規則は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月23日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」中の「1.会社の概況」における「⑧主要株主名」及び「⑨役員の状況」の記載要領、並びに「2.営業の状況」における「⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項」の記載要領及び当該様式を改正。

#### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第4項を新設。第5条第5項を改正。第5条第6項を第7項に繰り下げ、第6項を新設。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」中の「2.営業の状況」における「⑤受託業務管理規則」の記載要領を改正。

#### 附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

ただし、第2条第2項及び第3項で規定する月次開示資料の作成及び開示については、施行日から起算して6月を経過するまでの間は、商品先物取引法第2条第22項第1号に規定する国内商品市場における取引にのみ適用する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第1条、第2条第3項、第3条、第7条、第8条柱書きを改正。

#### 附 則

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第2条第2項及び第3項を改正。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」を全面改正。

#### 附 則

この改正は、令和3年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第1項を改正。第2条第2項を削除し、第2条第3項、第4項を第2項、第3項に繰り上 げ。第3条、第5条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項、第7項、第6条第2項、第8条第 3号、第5号を改正。

「別紙・ディスクロージャー項目記載要領」を改正。

「別紙2・月次ディスクロージャー項目記載要領」を廃止。

#### ディスクロージャー項目記載要領

開示項目	記 載 要 領	備考
1. 会社の概況	〔顧客が取引の委託先又は相手方となる商品先物取引業者を選択する際に 有益な情報となる会社の概況について作成する。〕	
*① 商号、許可年 月日等	商号又は名称、本店の所在地、代表者役職・氏名、許可年月日、加入する商品先物取引協会及び委託者保護基金の名称を記載する。 会社の設立日から現在までの間における、商号や商品先物取引業の変遷、支店その他の営業所又は事務所の開設等につき簡潔に記載する。	年表形式 で作成す ることが できる。
*② 事業の内容	経営組織、商品先物取引法(以下「法」という。)第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別及び兼業業務の状況について簡潔に記載する。 委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている場合には、その相手方となる商品先物取引業者等の商号又は名称を、店頭商品デリバティブ取引においてカバー取引を行っている場合には、その相手方となる他の商品先物取引業者等の商号、名称若しくは氏名を記載する。また、商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者である会員は、商品先物取引仲介業者の商号又は名称を記載する。	組品やデブ象覧すで図引頭が引いるでである。 所商テのを作とる さるこる
*③ 営業所、事務 所の状況	本店、支店その他の営業所又は事務所の名称、所在地を記載する。	
*④ 財務の概要 (a) 資本金	当該事業年度末における主要な財務指標について記載する。なお、経過年度分を併記することを妨げない。	
(b) 営業収益 (c) 受取手数料	商品先物取引業務に関するものを記載する。	
(d) トレーディン グ損益	商品先物取引業務に関するものを記載する。	
(e) 経常損益 (f) 当期純損益		
(g) 純資産額規制 比率	純資産額(*) / リスク額(*) ×100 (*「純資産額」は、商品先物取引法第211条第4項において準用する同 法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リス ク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出する。)	省令第 100 条の 2 第 3 項に基づ き自己資 本規制比
*⑤ 発行済株式総数	発行済株式の総数を記載し、金融商品取引所に上場している場合には、当 該金融商品取引所の名称又は商号を記載する。	本 本 で 代 ま さ ら に あって
*⑥ 上位 10 位まで の株主の氏名等	株式の保有数の上位 10 名について、氏名又は名称、株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合を記載する。	は、当該比率を記載する。
*⑦ 役員の状況	役員について、氏名、役職名を記載する。	₩ 7 ′⊌ 0
*⑧ 役員及び使用 人の状況	当該事業年度末における役員及び使用人の総数、そのうちの登録外務員数を記載する。	

開示項目	記 載 要 領	備考
2. 営業の状況	〔顧客に有益な商品先物取引業務に係る情報について、毎事業年度末現在で 作成する。〕	
*① 営業の経過及び 成果	当該事業年度における営業の状況について、受取手数料及びトレーディング損益の状況を区分して概括的に説明し、それぞれの収益金額の内訳及び取引所取引にあっては年間売買高を記載する。なお、兼業業務については、任意に記載する。	
② 取引開始基準	商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 2 項の規定により、対面取引、 電子取引等の各社が定めている取引開始基準を記載する。	
③ 顧客数	当該事業年度末における顧客数を記載する。	
3. 経理の状況	〔顧客その他商品先物取引業者と取引関係のある者に有益な財務関連情報 について、毎事業年度末現在で作成する。〕	
*① 貸借対照表		
*② 損益計算書		
*③ 株主資本等変 動計算書		
*④ 個別注記表	「会社計算規則」第 98 条に基づくもののほか、以下の注記項目に留意して 開示する。	「会社計算規則」第98条
	一 重要な会計方針に係る事項に関する注記 会社が現に採用している有価証券の評価基準及び評価方法、棚卸資 産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の 処理方法、引当金及び特別法上の準備金の計上基準、営業収益の計上 基準、その他貸借対照表及び損益計算書の作成のための重要な会計方 針について記載する。	「会社計算規 則」第101 条
	二 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳、㈱日本商品 清算機構へ預託している有価証券の内訳、分離保管されている資産の 保管先と保管されている金額、商品取引責任準備金の説明、委託者先 物取引差金の説明、主な外貨建て資産の内訳等、貸借対照表に係る注 記事項を記載する。	「会社計算規 則」第103条
	三 損益計算書に関する注記 受取委託手数料・売買損益の内訳、他の商品先物取引業者に委託し ている自己取引の値洗損益の状況等、損益計算書に係る注記事項を記 載する。	「会社計算規 則」第104条
*⑤ 監査に関する事 項	公認会計士の監査を受けている場合は、その旨を記載する。ただし、有価 証券報告書をもって開示資料に代えている会員については、監査報告書を含 めて開示する。	

(注) \*を付した項目は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は説明書類をもって代えることができる。

## Ⅳ. 外務員資格試験等実施要領の一部改正について

第31回(2月17日開催)及び第32回(6月11日・書面審議)の外務員登録等資格委員会において、総合取引所の発足により、会員である商品先物取引業者が金融商品取引業を兼業することに伴い、所属する登録外務員も㈱大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引を取り扱うことから、金融商品取引法等の知識も併せて求めていくこととし、外務員資格試験等規則に基づく外務員資格試験等実施要用の一部改正を審議した結果、原案どおり承認され、7月1日より施行されました。

#### 1. 改正の趣旨

昨年 7 月の総合取引所の発足に伴って、国内商品市場取引に従事しているほぼ全ての商先業者が金商法の下で㈱大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引を取り扱うこととなりました。これに関連して、本会の外務員登録を受ける者の相当数が、日本証券業協会の特例商先外務員として金融商品取引法等に定める勧誘・取引ルールに従って外務行為を行うこととなり、必要とされる知識の範囲が広がりました。

こうした状況に鑑み、本会の外務員登録を受けようとする者に対し、商品先物取引法関連の知識だけでなく、商品関連市場デリバティブ取引を中心とした金融商品取引法関連の知識も併せて求めていくこととし、外務員登録資格試験について、出題分野、出題数その他の見直しを図るため、外務員資格試験等規則第4条第2項に基づく外務員資格試験等実施要領改正をすることとしました。

#### 2. 改正の概要

従来の4科目30問に、新たに追加した金融商品取引法関連科目10問を合計した40問を外務員登録資格試験とするものの、商品先物取引のみを行う外務員資格の取得を希望する受験者について、事前の申告により従来の30問のみを受験することを妨げないこととし、外務員資格試験等実施要領の「1.試験の実施」に定める出題科目、出題数、試験時間及び合否判定を下表のとおり改正しました。また、この改正に併せて、新たな40問の試験を「外務員登録資格試験(商品デリバティブ取引総合試験)」と、受験者の事前の申告により受験できる30問の受験を「外務員登録資格試験(商品先物取引限定試験)」と呼ぶことにしました。

なお、これまで日本証券業協会では、商先外務員資格を有する者について、自らが開催する 認定研修を受講・修了した場合には、商品関連市場デリバティブ取引に係る外務行為のみを行 うことができる特例商先外務員資格を付与してきましたが、7月1日以降の登録申請において は、本会の外務登録資格試験(商品デリバティブ取引総合試験)に合格した者であって、同協 会が認定した者に対して付与することになりました。

	商品デリバティブ取引総合試験	商品先物取引限定試験
出題科目	a. 商品先物市場論	a. 商品先物市場論
	b. 商品先物取引法令・諸規程	b. 商品先物取引法令・諸規程
	c. 商品先物取引業務の基礎知識	c. 商品先物取引業務の基礎知識
	d. 商品の基礎知識	d. 商品の基礎知識
	e. 金融商品取引法の下で商品関連市	
	場デリバティブ取引に係る外務行	
	為を行う者が保有すべき知識とし	
	て本会が認定したもの	
出題数	a∼d に係る 30 問及び e に係る 10	受験者の事前の申告により a~d に
	問の合計 40 問とする。	係る30問のみの受験を妨げない。
試験時間	120分	90 分
合否判定	400 点満点の 80%(320 点)	300 点満点の 80%(240 点)

#### また、受験料は以下のとおりです。

	商品デリバティブ取引総合試験	商品先物取引限定試験
受験料	・会員の役職員 8,000円	・会員の役職員 6,000円
(税込み)	・非会員の役職員 16,000円	・非会員の役職員 12,000円

#### 3. 施行日

7月1日から施行しました。

文責:谷口

#### 外務員資格試験等実施要領

本会が、外務員資格試験等規則(以下「規則」という。)に基づき行う試験及び更新講習等は、本要 領により実施する。

#### 1. 試験の実施

- (1) 試験は、コンピュータ試験の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ試験の実施ができない場合には、本会が指定する日時及び場所において筆記の方法により試験を行うことができる。
- (2) 前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。
- (3) 試験科目の区分及び出題数は、次のとおりとする。
  - ①出題科目
    - a. 商品先物市場論
    - b. 商品先物取引法令·諸規程
    - c. 商品先物取引業務の基礎知識
    - d. 商品の基礎知識
    - e. 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号、以下「金商法」という。)の下で商品関連市場デリバティブ取引に係る外務行為を行う者が保有すべき知識として本会が認定したもの
  - ②出題数 上記 $a\sim d$ に係る30問及び上記eに係る10問の合計40問とする。但し、受験者の事前の申告により $a\sim d$ に係る設問のみを受験することを妨げない。
- (4) 上記、科目の内容については別表に定める。
- (5) 試験問題の形式は〇×方式及び選択方式とする。
- (6) 試験時間は120分とする。なお、上記(3)②の但書きに係る申告をした者の試験時間は90分とする。 試験開始後60分は退席を認めない。
- (7) 合格判定は、1 問10点とし、総配点(400点満点)の80%(320点)以上とする。なお、上記(3)②の 但書きに係る申告をした者の総配点は300点とする。
- (8) 試験に不合格となった者は、当該受験日から30日を経過しなければ再受験することはできない。

#### 2. 更新講習の開催

- (1) 更新講習は、コンピュータ講習の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ講習の実施ができない場合には、本会の指定する日時及び場所において集合研修の方法により講習を行うことができる。
- (2) 前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。

#### 3. 受講・受験の申込手続等

- (1) コンピュータの方法により、試験又は講習を実施する場合 申込手続等は、本会が別に通知するWEBサイトに掲載する。
- (2) 1. の(1)の但書及び2. (1)の但書により、行う場合

① 受験の申込みを行おうとする会員等及び未許可法人等は、受験者ごとに別紙様式1の「試験申込書」に 必要事項を記入し、受験者全員についての総括表を添付して本会へ提出する。

なお、更新講習の受講の申込みについては、開催通知に同封する受講申込書に必要事項を記入して本会 へ提出する。

- ② 受講・受験の申込締切日は、受講・受験日の1週間前(その日が休日にあたるときは翌営業日とする。以下同じ。)とする。ただし、とくに必要があると認めるときはこれを変更することができる。
- ③ 受講・受験料は、前号の申込締切日までに、所定の銀行口座に振込入金するものとする。
- ④ 本会は、①の「試験申込書」を受理したときは、受験者ごとに「受験番号」を付し、別紙様式2の「受験票」を遅滞なく交付するものとする。
- ⑤ 受講・受験の申込みの取消しをする場合は、速やかに本会に届け出るものとする。
- ⑥ 受講・受験料は、受講・受験日の前日(その日が休日にあたるときは直前の営業日。)までに申込みの取消しがあった場合に限り、請求によりこれを返還する。

#### 4. 未許可法人等の提出書類

規則第3条第1項第3号の試験要領に定める書類は、法第190条の許可及び法第240条の2の登録の申請書の写し等、当該許可及び登録を受けようとすることを証する書面とする。

附 則

この要領は、平成3年10月2日から実施する。

附 則

この改正は、平成7年1月25日から実施し、平成7年4月1日以降に開催される講習会及び試験から適用する。但し、平成7年1月25日以降同年3月31日までの間に開催される講習会及び試験については、改正前の要領を適用する。

- (注) 改正事項は次のとおりである。
  - (1) 2の(4)、(7)及び(8)を改正。
  - (2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

附則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1の(1)、2の(1)及び(2)を改正。

#### 附 則

この改正は、平成11年7月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

4の(1)を改正し、5を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

- (注) 改正事項は次のとおりである。
  - (1) 2の(4)の②及び5を改正。
  - (2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

- (注) 改正事項は次のとおりである。
  - (1) 1の(1)、(2)、及び2の(1)、(2)を改正。
  - (2) 1の(3)を削除。
  - (3) 2の(3)を削除し、2の(4)から(8)を(3)から(7)に繰り上げる。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

- (注) 改正事項は次のとおりである。
  - (1) 前文、1の(3)の①、2の(1)、(2)、(3)、(5)、3の(2)、4の(1)、(3)、(5)、(7)、5を改正。
  - (2) 1、4の(2)を削除し、順次繰り上げ。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

- (注) 改正内容はコンピュータ講習・試験の実施に伴うもので、改正事項は次のとおりである。
  - (1) 1の(1)、(2)及び2の(1)、(2)を改正。
  - (2) 3の(1)、(2)を新設。

(3) 旧3の(1)から(6)を新3の(2)の①から⑥に変更し、①を改正。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注)改正事項は次のとおりである。1の(7)を改正。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

(注)改正事項は次のとおりである。 1の(3)の①及び別表を改正。

附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

- (注) 改正事項は次のとおりである。
  - (1) 1の(3)の①を改正。
  - (2) 1の(3)の②を新設。
  - (3) 旧1の(4)を(5)に繰り下げ、旧1の(3)の②を(4)に改正。
  - (4) 旧1の(5)を(6)に繰り下げ。
  - (5) 旧1の(6)を(7)に繰り下げ。
  - (6) 旧1の(7)を(8)に繰り下げ。
  - (7) 【別表】中の「商品先物取引業務の基礎知識」を改正、「金融商品取引法関連知識」を新設。

#### 【別 表】

科目	内容
* D + 4 + 18 = A	# # TE 71 0 #+ 416
商品先物市場論 	先物取引の特徴
	商品先物市場の機能
	商品先物取引の取引対象
	商品先物取引の利用形態
	商品取引所の取引
	商品先物取引の歴史、現状、展望
商品先物取引法令・諸規程	商品先物取引法令
	商品先物取引業者等の
	監督の基本的な指針
	日本商品先物取引協会 定款·諸規程
商品先物取引業務の基礎知識	商品先物取引業者の位置付け、業務等
	登録外務員の位置付け、職務等
	健全な受託業務のための諸施策
	外務員に求められる倫理観
商品の基礎知識	商品の特性
	商品の価格変動要因
	商品の価格変動に係る損益計算
金融商品取引法関連知識	金融商品取引法の概要
	(行為規制、投資者保護基金、指定紛争解決
	機関等に関する知識)
	金融商品販売法その他
	(金融商品販売法、消費者契約法、個人情報
	保護法、犯収法)
	日本証券業協会定款・諸規則
	取引所定款・諸規則
	(商品関連市場デリバティブ取引に係る市
	場が開設されている取引所に関するもの)
	外務員に求められる倫理観
	計 5科目

※試験申込書 (様式1)、受験票 (様式2) の掲載は省略しました。

## Ⅴ. 令和3年度の内部管理責任者等研修の実施について

内部管理責任者制度に関する研修を以下のとおり実施しています。

内部管理責任者等研修は、「会員の内部管理責任者等に関する規則」に基づき、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とする観点から、同研修がその資格を付与するものとして位置付け、実践的な知識の習得を目的としています。また、既に内部管理責任者や営業責任者の任に就いている方に対しても、今一度、内部管理責任者制度の趣旨や職務上期待される役割等について確認していただくとともに、法令遵守関連業務に関する最新情報を修得していただくとの観点から、本研修の受講を許容しています。

令和3年度の研修は、以下の要領で実施しています。

#### 1. 開催方法

前年度に引き続き、You Tube を利用した講習内容の動画配信方式により開催します。受講者はインターネットに接続可能なパソコン等により、本会から通知された URL にアクセスして研修用動画を聴講します。

#### 2. 開催時期

14 ページの「IV. 外務員資格試験等実施要領の一部改正について」で紹介したとおり、本会の外務員登録を受けようとする者に対し、商品先物取引法関連の知識だけでなく、商品関連市場デリバティブ取引を中心とした金融商品取引法関連の知識も併せて求めていくこととし、外務員登録資格試験を見直しました。

そのため、第 2 回以降の研修においては、商品関連市場デリバティブ取引に係る内管責任者・営業責任者に求められるコンプライアンス分野に係る講習を盛り込むことを予定しています。

- 第1回 本年8月上旬~中旬
- 第2回 本年12月頃(予定)
- 第3回 令和4年2月頃(予定)

#### 3. 受講対象者及び研修内容

(1) 受講対象者(受講可能者)

内部管理責任者等研修の受講対象者または受講することができる者(受講可能者)は以下のとおりです。

- ① 会員等の外務員の登録等に関する規則第3条第1項の規定により本会の行う登録を受けている者
- ② 一般社団法人金融先物取引業協会が実施する「内部管理責任者資格試験」に合格した者
- ③ 日本証券業協会が実施する「会員内部管理責任者資格試験」及び「特別会員内部管理責任者資格試験」等に合格した者

④ 上記①~③以外の者で、過去に本研修を受講・修了している者(以下『既資格取得者』 と言います。)

#### (2) 研修内容

研修内容は下表のとおりです。

時間	内 容	担当
45 分	「内部管理責任者制度における内部管理責任者及 び営業責任者の役割について」	事務局
75 分	演題:内部管理責任者等と実効性あるコンプライ アンスの確保について	弁護士 久保賢太郎 氏

#### 4. 理解度確認テスト

既資格取得者以外の受講者については、効果測定として受講後にインターネットで理解度確認テストを受験し、70%以上の正答率をもって研修修了となります。

文責:谷口

## VI. 令和2年度(令和3年3月期)国内商品市場取引を行う会員21社の業務状況について

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引 法第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報 告書を毎月提出していただいております。

この度、会員が取り扱う国内商品市場取引の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、令和元年度(対象 25 社)と令和 2 年度(対象 21 社)の比較を行いました。

なお、令和2年7月27日に㈱東京商品取引所の貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場が㈱ 大阪取引所に移管され、それら市場の取引は商品先物取引法から金融商品取引法の対象となり ましたので、前年度比で売買枚数、受取手数料、預り証拠金、委託者数の全てが大幅に減少し ています。

#### 集計方法等について

- 1. 集計は翌月20日までに会員各社から提出された月次報告書(省令様式第12号)に基づいており、提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
- 2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

#### 1. 売買枚数

	令和元年度 (平成31年4月~令和2年3月)	令和2年度 (令和2年4月~令和3年3月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	43,413 千枚	19,969 千枚	<b>▲</b> 54.0%
会員売買枚数(自己取引を含む)	42,328 千枚	19,396 千枚	▲54.2%
会員の占有率	97.5%	97.1%	_

<sup>※</sup> 売買枚数は、期中に本会を脱退した3社のうち、データ提出のあった1社を含む22社の数値である。

#### 【コメント】

令和2年度は、前年度比で国内市場全体の売買枚数が23,444千枚(▲54.0%)の減少、会員売買枚数も22,932千枚(▲54.2%)の減少となっています。

#### 2. 受取手数料

	令和元年度 (平成31年4月~令和2年3月)	令和2年度 (令和2年4月~令和3年3月)	増減率
会員の受取手数料の合計	23,469 百万円	6,194 百万円	<b>▲</b> 73.6%
R元年度比 受取手数料増加会員	_	2 社	
R元年度比 受取手数料減少会員	_	20 社	

- %1 受取手数料の合計は、期中に本会を脱退した 3 社のうち、データ提出のあった 1 社を含む 22 社の数値である。
- ※2 受取手数料が百万円未満の会員は集計から除外している。
- ※3 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。
- ※4 9月決算の会員は、決算期に合わせ平成 30年 10月~令和元年 9月、令和元年 10月~令和 2年 9月、12月決算の会員は平成 31年 1月~令和元年 12月、令和 2年 1月~令和 2年 12月の額で集計し比較した。

#### 【コメント】

(1) 令和 2 年度は、会員の受取手数料は前年度比で 17,275 百万円 (▲73.6%) の減少となっています。

(2) 会員売買枚数(上記1.参照)の減少率に比べて、受取手数料の減少率は大きくなっています。

#### 3. 預り証拠金

	令和元年度 (令和2年3月末日現在)	令和2年度 (令和3年3月末日現在)	増減率
会員の預り証拠金の合計	151,211 百万円	94,328 百万円	▲37.6%
R元年度比 預り証拠金増加率 10%以上	_	4 社	
R 元年度比預り証拠金±10%の範囲内	_	2 社	
R 元年度比 預り証拠金減少率 10%以上	_	15 社	

<sup>※</sup> 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

#### 【コメント】

- (1) 令和 2 年度は、前年度比で会員の預り証拠金が 56,883 百万円 (▲37.6%) の減少となっています。
- (2) 会員の預り証拠金の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 4 社、±10%の範囲内が 2 社、減少率 10%以上が 15 社となっています。

#### 4. 委託者数

	令和元年度 (令和2年3月末日現在)	令和2年度 (令和3年3月末日現在)	増減率
委託者数の合計	80,178 人	21,047 人	<b>▲</b> 73.7%
実働委託者数	10,070 人	808 人	▲92.0%
稼働率 (実働委託者数/委託者数)	12.6%	3.8%	_
R 元年度比 委託者数増加率 10%以上	_	4 社	
R 元年度比 委託者数±10%の範囲内	_	4 社	
R 元年度比 委託者数減少率 10%以上	_	13 社	

#### 【コメント】

- (1) 令和 2 年度は、委託者数の合計は 59,131 人(▲73.7%)の減少、実働委託者数は 9,262 人(▲92.0%)の減少となっています。
- (2) 委託者数の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 4 社、±10%の範囲内が 4 社、減少率 10%以上が 13 社となっています。

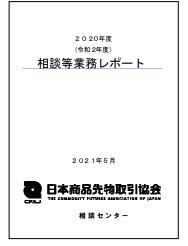
文責:小河

## VII. 2020 (令和2) 年度の相談等業務レポートの概要について

相談センターでは投資家等へ情報提供の一環として、毎年5月、前年度に寄せられた相談(問い合わせ)、苦情及び紛争仲介の受付、処理状況を整理・分析し、「相談等業務レポート」としてとりまとめ、協会ウェブサイト「資料・統計」メニューの「相談センターの業務状況」で公表しています。

本年は5月26日に2020年度(令和2年度)分を公表しま した。

ここで「相談等業務レポート」を簡単にご紹介します。



#### 1. 主な記載項目

相談等業務レポートでは、以下の項目について、受付件数、申出人の属性、申出内容等の分類と分析を行っています。

- I. 概況 (2020年度)
- Ⅱ. 2020年度における問い合わせ、苦情及び紛争仲介の処理状況(直近5年度との比較)
  - 1. 問い合わせの受付状況
  - 2. 苦情の受付及び処理状況
  - 3. 紛争仲介の受付及び処理状況
  - 4. 苦情等(苦情と紛争仲介直接申出)の状況

#### 2.2020年度(令和2年度)の内容

2020年度は1999年(平成11年)に相談センターを開設から22年目となります。この間、問い合わせ、苦情及び紛争仲介の受付件数は、いずれも大きく減少しました。

▼2020 年度と 1999 年度(相談センター開設時)との比較並びにピーク年度の件数

	1999 年度	2020 年度	ピーク年度と件数
問い合わせ	6,652	217	2001年度 8,221
苦 情	503	4	1999 年度 503
紛争仲介	25	17	2004年度 250

#### 3. 受付事例(「相談等業務レポート」より一部抜粋)

2020年度に本会に寄せられた「問い合わせ」の主な相談内容や「苦情」「紛争仲介」の主な申出内容は以下のとおりでした。

なお、2020年4月にニューヨークマーカンタイル取引所のWTI原油の先物価格がマイナスとなったことから、店頭商品デリバティブ取引(CFD等)に関する相談、外国商品市場取引に関する苦情や紛争仲介の申出がありました。

#### (1) 問い合わせ

- ◆ 紛争仲介は互譲により解決するものだと聞いたが、必ず解決するのか。(女性、年齢不詳)
- ❖ NY 原油先物価格がマイナスとなったが、マイナス価格の取引はどのように考えればいいのか。(男性、年齢不詳)
- ◆ 商品先物取引の資料請求をしたが、リスクを考えると取引するつもりがなくなった。どうすればいいか。(男性、60歳代)

#### (2) 苦情

- ◆ 損失限定取引の勧誘を断ったが、何度も電話があった。「(取引後) 1~2 か月で利益が出る」と言われ、説明を聞いてみたが理解できなかったので、そのように伝えたところ「これから教えるので、一緒に勉強していきましょう。」などと言われて取引を始めた。その結果、約300万円の損失が発生した。(女性、40歳代)
- ◆ (インターネット取引) 日中立会終了後に約300万円の証拠金不足が発生したが、同日の証拠金の見直しで取引証拠金が引き下げられたため、夜間取引開始時には逆に約100万円の余剰となり安心していたところ、翌日の寄り付きで強制決済された。余剰が発生しても入金しなければ全玉決済する旨が約款に記載されておらず、納得いかない。(男性、70歳代)

#### (3) 紛争仲介

- ◆ 外務員から的確な運用アドバイスはなく、「こんなに儲かります」「自信があります」「楽 しみにしていてください」「まかせてください」「大丈夫です」「取り返します」「信じて下 さい」などと言われて取引した結果、大きな損失を被った。(男性、50歳代)
- ❖ 相場の見通しが外れたので、外務員に何度も決済しろと言ったが、「ここが天井なので下がるからまってくれ」と言って決済してくれなかった。ひどい時は電話に出ないことがあり、会社の別の者に電話して決済してくれと頼むと慌てて外務員に電話を回され、結局決済してもらえず損失が拡大した。(男性、40歳代)

文責:入江

## WⅢ. 統計資料等

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

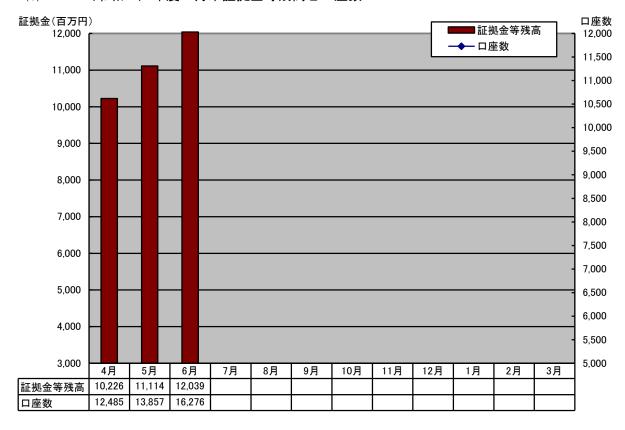
#### 1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者(商先業者)の状況

左	商先業者数 年度		国内市場売買枚数	国内市場取組高	国内市場 商先業者 売買枚数	国内取引 を行う社 の外務員	手数料 収入	国内取引 苦情· 紛争仲介 直接申出	
		全体	国内取 引社数	(千枚)	(千枚)	(千枚)	(人)	(百万円)	(件)
H17	7 年度	_	86	215, 489	1,514	182, 145	12,055	223, 839	385
H18	8年度		79	170, 133	1,080	141, 951	9,678	153, 760	279
H19	9 年度		70	142, 141	661	114, 494	6, 926	113, 659	286
H20	) 年度		49	92, 623	415	63, 641	4,801	62, 128	195
H21	1 年度		37	68, 518	447	44, 990	3, 511	48, 420	100
H22	2年度	53	33	63, 570	393	44, 654	2, 788	44, 236	55
Н23	3 年度	59	33	65, 818	394	50, 662	2, 409	46, 222	66
H24	4年度	56	32	56, 227	391	47, 185	2, 314	43, 174	48
Н25	5 年度	51	32	48, 377	265	43, 571	2, 308	34, 370	40
H26	5年度	49	31	46,028	337	41, 929	2, 277	31, 400	27
H27	7年度	47	29	53, 118	392	50, 025	2, 141	26, 795	35
H28	8 年度	45	28	51,632	510	48, 516	2,089	25, 686	11
H29	9年度	44	27	51, 380	519	49, 417	1,891	23, 746	16
Н30	年度	45	27	42,617	341	41, 228	1,771	22, 297	13
Rラ	元年度	41	25	43, 413	265	42, 326	1,677	23, 729	15
R2	年度	38	21	19, 969	130	19, 353	1, 427	5, 995	18
R	4 月	37	20	984	127	984	1,317	153	1
3	5月	36	19	895	111	895	1, 297	156	0
年	6月	37	19	855	113	853	1, 307	172	0
度	合計			2, 734		2, 732		481	
	[年度 6月比			29.6%		30.3%		13.1%	

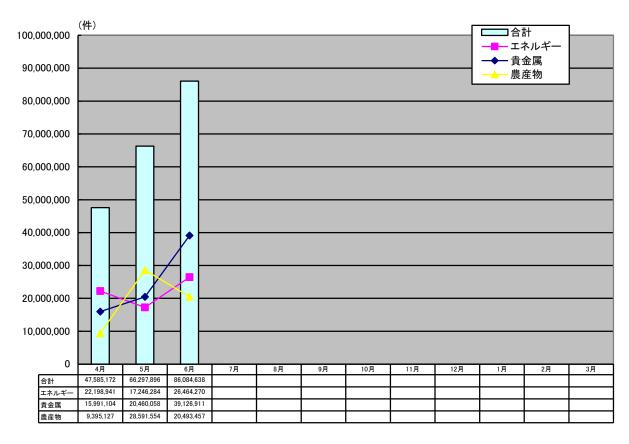
- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日(月末日) に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。
- 出典:国内市場売買枚数は令和2年7月まで日本商品清算機構「出来高速報」、それ以降は各商品取引所、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)、それ以外は協会調べ

#### 2. 店頭商品CFD取引の状況

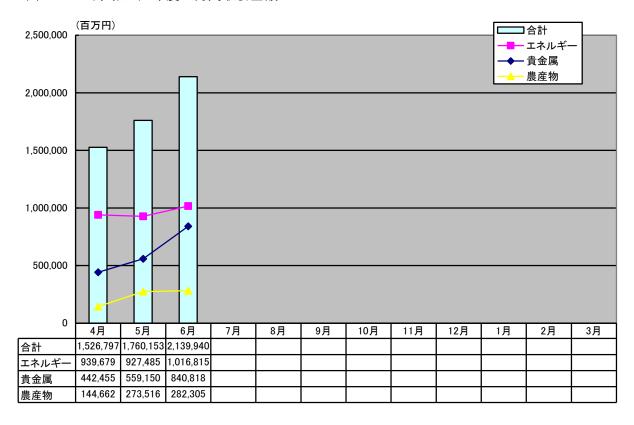
#### (1) 2021 (令和3) 年度 月末証拠金等残高と口座数



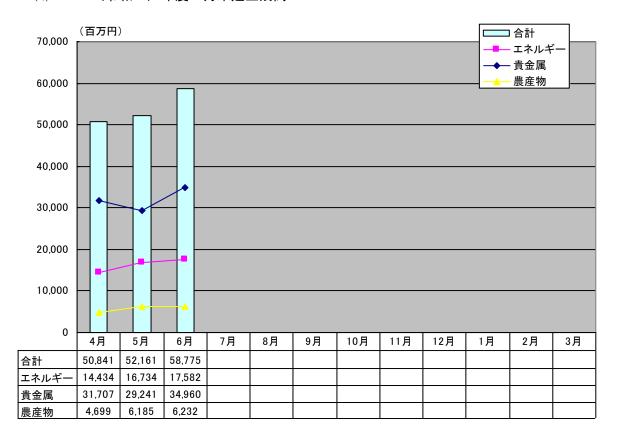
#### (2) 2021 (令和3) 年度 月間取引件数



#### (3) 2021 (令和3) 年度 月間取引金額



#### (4) 2021 (令和3) 年度 月末建玉残高



#### 3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。  $3. \sim 5.$  では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「登録外務員数の推移」をご覧ください。

平成 21 年度まで (単位:人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22~令和 2 年度 (単位:人)

	前年	度末外務	5員数	新	新規登録者数		登録者数 登録更新者数			登	禄抹消者	<b>ó</b> 数	当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156
令和元年度	23,106	1,771	156	2,038	209	46	1,224	176	2	2,677	303	55	22,467	1,677	147
令和2年度	22,467	1,677	147	2,513	100	1	855	164	0	2,386	371	14	22,594	1,427	134

<sup>※</sup> 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ 取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

**令和3年度** (単位:人)

	前月	末外務員	員数	新規登録者数		新規登録者数		新規登録者数 登録更新者数		登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場		合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4月	22,594	1,427	134	79	5	0	235	21	0	386	115	0	22,287	1,317	134
5月	22,287	1,317	134	199	25	3	64	23	1	189	45	2	22,297	1,297	135
6月	22,297	1,297	135	222	24	2	125	52	0	364	14	33	22,155	1,307	104
7月	22,155	1,307	104	50	1	0	115	73	0	219	27	9	21,986	1,281	95
8月															
9月															
10 月															
11 月															
12 月															

<sup>※ 「</sup>うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

#### 4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※令和3年7月31現在

(単位:社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
10,000 名未満 5,000 名以上	1	0
5,000 名未満 1,000 名以上	1	0
1,000 名未満 500 名以上	0	0
500 名未満 450 名以上	0	0
450 名未満 400 名以上	0	0
400 名未満 350 名以上	0	0
350 名未満 300 名以上	0	0
300 名未満 250 名以上	1	1
250 名未満 200 名以上	1	0
200 名未満 150 名以上	2	2
150 名未満 100 名以上	3	3
100 名未満 50 名以上	6	2
50 名未満 25 名以上	5	3
25 名未満 10 名以上	6	3
10 名未満	13	5
合 計	40	19
外務員総数(名)	21, 986	1, 281

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 3 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 20,356 名であり、全体の 92.5% となっている。

#### 5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※令和3年7月31日現在

(単位:社)

10 名以上	2
10 名未満	1
合 計	3
外務員総数	95 名

#### 6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について(リンク先)

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係 団体のホームページをご覧ください。

#### (1) 相場情報、ヒストリカルデータ

<u>| ㈱東京商品取引所</u>(「マーケット情報」または「ヒストリカルデータ」) https://www.tocom.or.jp/jp/ | <u>| ㈱堂島取引所</u>(「相場表」又は「ヒストリカルデータ」) http://www.odex.co.jp/

#### (2) 統計データ

日本商品先物振興協会 <u>業界統計データ</u> https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html 日本商品委託者保護基金 <u>経営統計年報等</u> http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm

#### (3) (一般向け) 先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト (株東京商品取引所(先物・オプション入門)

https://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html

㈱堂島取引所(「<u>商品先物取引ガイド</u>」) http://www.odex.co.jp/

日本商品先物振興協会(<u>取引をなさる方へ</u>) https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1 // (産業界の皆様へ) https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6

## 日本商品先物取引協会